

## 新築住宅用土地用（別記様式第33号の3（1））

1 この申告書の提出は、土地を取得した者が、土地の不動産取得税額から次のいずれか高い額の減額を受けるために必要なものです。

① 45,000円

②  $\frac{\text{土地の課税標準（円）}}{\text{土地の面積（m}^2\text{）}} \times \text{新築住宅の床面積の2倍（200m}^2\text{が限度）} \times 3\%$

2 この申告書の提出が必要な新築住宅用土地の要件  
（くらしと県税・不動産取得税の軽減要件へ）

3 この申告書に必要な添付書類  
住宅の登記事項証明書

4 申告書の記載方法

- (1) 申告書は2部作成して押印の上、2部とも提出してください。
- (2) 「取得年月日」は、その土地の所有権を取得した日を記載してください。
- (3) 「登記の有無及び年月日」は、取得した土地の登記が済んでいる場合は、カッコ内にその日付けを記載してください。
- (4) 「土地の所在」には、減額を受けようとする取得した一団の土地の全部を記載してください。
- (5) 「特例適用住宅の床面積」は、特に併用住宅については住宅部分の床面積を記載し、全体の床面積をカッコ書きで下書き加えてください。また、マンション等の共同住宅で共有部分がある場合には、共有部分の持分割合を加えたものを記載してください。
- (6) 「前所有者」は、当該取得した土地の前の所有者を記載してください。

5 提出先

不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください。  
（くらしと県税・税の窓口へ）

6 その他

申告書の提出がなくても軽減措置を適用して不動産取得税を課税（納税通知書を発送）する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、申告書を提出する際には前もって電話等により管轄する県税事務所・不動産取得税担当課へお問い合わせください。

この申告書について、おわかりにならない点がございましたら、管轄する県税事務所・不動産取得税担当課までお気軽にお問い合わせください。